

適格請求書(インボイス)の交付について

弘前市 上下水道部

令和5年10月1日の適格請求書保存方式(いわゆるインボイス制度)開始に伴い、令和5年10月1日以降の課税取引について 当市上下水道事業へ請求する際は、適格請求書発行事業者の方は、適格請求書(インボイス)での交付をお願いします

請求書		令和 5 年 10 月 13 日			
弘前市上下水道事業 弘前市長 様					
所在地・住所	青森県弘前市 大字賀田一丁目1番地1				
名称・氏名	株式会社ヒロタカ上下水道 代表取締役 弘前たか丸				
登録番号	T 1234567890123 <small>(適格請求書発行事業者のみ記入)</small>				
下記の金額を請求します。					
合計金額		50,645 円(税込)			
品名等	数量	単価	金額(税抜)	備考	
防災用備品セット	7	1578	11,046 円		
防災用消耗品セット	18	1233	22,194 円		
ペットボトル水	53	99	5,247 円	※	
備蓄用食料	53	147	7,791 円	※	
合計		税率	金額(税抜)	消費税及び地方消費税	
		8%	13,038 円	1,043 円	
		10%	33,240 円	3,324 円	
			46,278 円	4,367 円	
				※は軽減税率対象	
振込先	弘たか		銀行 信用金庫 信用組合・農協	賀田 支店	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他()
	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	フリガナ 名義人	カヒロタカジョウゲスドウ (株)ヒロタカ上下水道	

インボイス制度で追加

■ 登録番号
(T+13桁の数字)

インボイス制度で追加

■ 適用税率
■ 税率ごとの合計額
(税抜または税込)
■ 税率ごとの税額

※ 10%対象のみの取引の場合も、適用税率・税額を記載する
(8%対象のみの場合も同様)

※ 税額に端数が生じる場合は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行う

- ◆ 適格請求書の記載事項を満たしていれば、様式・レイアウト等は問いません。
- ◆ 課税取引を含まない取引(非課税・不課税のみの取引)に係る請求の場合や、令和5年9月30日までの取引に係る請求書を10月以降に交付する場合は、従来の請求書(区分記載請求書)で交付してください。
なお、この場合、適格請求書の記載事項を満たした請求書で交付いただいても差し支えありません。
- ◆ 免税事業者等、適格請求書発行事業者以外の方は、引き続き従来の請求書(区分記載請求書)を交付してください。
- ◆ 請求書の宛名は、従来どおり「弘前市上下水道事業 弘前市長」としてください。
- ◆ 当市上下水道事業における登録番号は次のとおりです。

弘前市水道事業：T8 8000 2000 0874 弘前市下水道事業：T7 8000 2000 0875

- ◆ 適格請求書の記載事項や制度の詳細は、国税庁ウェブサイト「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

お問い合わせ先

弘前市上下水道部総務課 電話 0172-55-9660